



平成 23 年 5 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社 南日本銀行  
代表者名 取締役頭取 森 俊 英  
(コード番号 8554 福証)  
問合せ先 常務取締役経営企画部長 斎藤 眞一  
電話番号 (099) 226-1111

### 役員報酬制度の見直しに関するお知らせ

当行は、平成 23 年 5 月 6 日開催の取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止、取締役及び監査役の報酬額の改定に関する議案を、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 103 期定時株主総会に付議することを下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 目的

役員報酬制度を見直し、企業価値の持続的な向上を意識した経営を推進することで株主重視の経営意識を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることを目的とするものであります。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止

従来の役員退職慰労金制度は、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 103 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。尚、当該定時株主総会によって再任される取締役及び監査役の、本定時株主総会終結の時までの在任期間に応じた従来の制度による役員退職慰労金は、それぞれの退任時に支給します。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬額の改定

取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により月額報酬として限度額が定められておりますが、今般の役員退職慰労金制度の廃止及び決議後の経済情勢の変化等を勘案し、取締役並びに監査役の報酬の限度額を年額報酬といたします。

##### (3) 新役員報酬制度について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、新役員報酬制度は、固定報酬と業績連動報酬に区分し、固定報酬の一定額以上について役員持株会への拠出を義務付ける制度としてまいります。

尚、監査役については独立性及び中立性を確保するため業績連動報酬の対象とせず、また役員持株会への拠出を義務付けることもいたしません。

以 上